

令和4年4月8日

保護者様

富士市立岩松中学校
校長 前原 一徳

長期欠席した場合の給食費の減額について

日頃より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した際、児童生徒の感染者や濃厚接触者を出席停止とした場合には、給食の停止に伴い給食費の減額措置を行ってまいりました。

しかしながら、食材のキャンセルが間に合わずに食材費を支払った場合、給食費会計から過大な支出をすることになり、給食運営に支障をきたす懸念があります。

このことから、学校給食費の減額について、今年度から下記の通りとしますので、ご理解くださいようお願いいたします。

記

長期欠席した場合の給食費の減額について（出席停止措置の場合も含む）

保護者から「給食停止願」の提出があった日又は学校長が出席停止の指示をした日の3日後（土・日・祝日を除く）から、5食以上連続して欠食した場合、1食単価に欠食回数に乗じて得た額を減額する。

（例）4月11日（月）に「給食停止願」の提出をした場合

4/11 月	4/12 火	4/13 水	4/14 木	4/15 金	4/16 土	4/17 日	4/18 月	4/19 火	4/20 水
給食停止願の【届出日】	給食停止願届出の【1日後】	給食停止願届出の【2日後】	給食停止願届出の【3日後】 学校給食費を減額する期間 5食以上						

担当 教頭 荒 田
電話 61-0931